

常時啓発事業のあり方等研究会 議事概要

- 1 日 時 平成23年5月25日（水）15:00～17:00
- 2 場 所 総務省共用会議室4（低層棟1階）
- 3 出席者 佐々木座長、岡山委員、小野委員、金井委員、川上委員、小島委員、
小玉委員、佐藤委員、清水委員、林委員、宮本委員、谷田部委員、吉村委員
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 課題ごとの対応の方向等について
 - (3) 意見交換
 - (4) 閉会
- 5 概 要
 - 明るい選挙推進運動が、臨時啓発に傾斜し、常時啓発として取り組むべき活動が定かではないとの批判があるが、これはやや厳しい評価だと思う。
 - 臨時啓発だけが報道されたりして目立つが、常時啓発を基本的なベースとしてやり続け、その土台の上に、臨時啓発として活動するパターンがある程度定着している。やってきたことをきちんと評価するという観点から、もう少し違う評価をいただいてもよいのではないかという気がする。
 - 144の自治体に未成年投票条例があるので、未成年者に地域づくりの判断をさせようとしていることを認識しておかなければならない。なぜ若い人たちに政治や選挙の教育が必要なのか、その辺りも皆さんに知っていただくほうが説得力がある。
 - 明るい選挙推進運動の啓発活動と政治との距離が、必要以上に取られ過ぎているため、これを取り払うような提言があればありがたい。一步脱却すると、いろいろな啓発活動ができ、政治が身近になっていくのではないかと思う。
 - 市政について議員と市民が語る会が企画され、明推協にコーディネートなどをしてくれないかという要請があっても、議員の政策的なものに関与したり直接聞くの

は適切ではないとか、選挙の期日に近い場合は議員の選挙運動になるのではないかなど、いろいろな懸念があり踏み込めないでいるのが現状である。

- 市民が議員の活動状況を生で実際に聞くことは、大きな啓発にもなると思うので、そこで距離を置くと明推協の活動範囲を狭めてしまうと痛感している。その辺りを気持ちの上で緩和すべき点もあると思う。
- 人を選ぶ選挙から政策を選ぶ選挙に変わってきている。しかし、選挙という人の名前を書くというイメージがやはりあるため、政策を選ぶための判断の場だと思っている市民はまだ多くない。
- 中選挙区制から小選挙区制に変わって、利益誘導型から政策選択型に戦後民主主義を転換させるというコンセプトを打ち出したが、まだ市民の側もそれに対応し切れていない。だからこそ常時啓発活動なり、学校教育なりが関与していくことが重要であると思う。
- 教育基本法第14条第1項に政治的リテラシーの重要性が謳われている。やはり市民の政治的教養の養成が非常に重要であるので、戦後社会が変わってきている、新しい市民の育成が求められていることを踏まえ、戦後民主主義のセカンドステージの構築を掲げるとよいのではないかな。
- 政治参加意識という核があり、その周りに社会参加意欲が問われると思う。社会参加意欲の低い中で政治意識高揚ということはあり得ないので、戦後民主主義のセカンドステージを考えたときに、社会参加意欲をどう高めるかということが常時啓発とストレートに結びつくと思う。
- 若い世代の社会参加意欲のあり方が、NPOとかボランティアという形で出てきているということをきちんと位置づけた上で、どのように明推協運動が関与していくか、それをやらないで政治意識云々ということはある程度得ないように思う。高い社会参加意欲を持った社会に光を当てる必要がある。
- 政治討論会など政策というものに日常的に触れながら、ものを考える訓練というのは大変重要だと思う。しかし、それだけではなく、社会参加意欲を喚起する仕掛けをどうやってつくっていくかも重要である。
- 東北地方でのボランティア活動に対して、若者の参加がものすごい勢いで増加している。東日本大震災を境に、若者の意識に大きな転換が生じたと思う。
- 政治参加という以前に、自分と他者との関係とか、自分と自然との関係とか、も

っと幅広いテーマで、仲間として連携することができればかなり違うと思う。それが、社会に参加したいという若者たちの意欲を駆り立て、同時に投票率の向上につながっていくという気がする。

- 教育基本法第14条のほかにも、改正教育基本法の第2条第3号に「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」とあるので、これからの方向性として考慮すべきではないか。
- 政治教育の中の非常にブレイクダウンした部分であるが、現実の公職選挙法について常識を教えていくことも、政治参加以前のイロハであるが意外に重要である。政治参加の重要性だけではなく、NIEによる新聞記事の事例を活用した選挙の現実に関する教育というものも必要であると思う。
- 投票所に子どもを連れて行くという観点は非常にいいと思う。投票所の中まで入られて、投票の様子を子どもに見せるということをやれば相当違うはず。
- 寄附禁止の3ない運動のセカンドステージとして、公選法違反にどのようなものがあるか、きちんと啓発するような機会も重要ではないかと思う。
- 若い人がボランティアに参加するところを見ると、社会に対する意欲や関心はすごく高いと思う。でも一方では、選挙には行かないということで、政治に対する信頼感や義務感が薄い。
- 若者向けと一般向けの選挙啓発では、働きかけの仕方というのは変わってくる。若者が投票に行かないのがいけないということだけではなく、社会参加意欲をどう社会全体で高めていくか、政治参加とはどういうことなのか訴えていく必要がある。
- 若者のやる気を高めるためには、ブランドイメージが重要と考えている。例えば、若者は政治と聞いた瞬間に、古いもの難しいものというイメージを抱いてしまうので、言葉の使い方に関して少し工夫が必要だという気がする。
- 政治的中立性については、細心の注意を払って行っており、特定の人を応援することは遠慮している。しかし、舞台をつくることについては積極的に行っており、明るい選挙推進運動においても取り組んでいただくべきだと思う。
- 公職選挙法の改正のまえに、投票への呼びかけを主とする今までの立場から、選挙をするためのインフラの役割、投票に行かせてあげる役割、投票弱者の人たちへのサービスというものを新たに打ち出すことも必要ではないか。

以上